

「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画(案)」のポイント

令和 3 年 3 月 19 日

国土交通省 水管理・国土保全局 水資源部

「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画(案)」のポイント

① 現行計画からの見直しのポイント

基本的な考え方

- 水供給を巡るリスクに対応するための計画
- 水供給の安全度を確保するための計画
- 既存施設の徹底活用、ハード・ソフトの一体的推進

安全で安心できる水を安定して利用できる仕組みをつくり、水の恵みを将来にわたって享受できる社会

新たな計画のポイント

- ① 供給の目標に、発生頻度は低いものの水供給に影響が大きいリスク(危機的な渇水等)を追加
- ② 需要と供給の両面に存在する不確定要素を踏まえて、水需給バランスの点検を行い計画を策定
- ③ ソフト対策を供給の目標を達成するための必要な対策として計画に掲げ
- ④ PDCAサイクルの導入

[前文]

- 新たに前文を追記
- 利根川・荒川水系の特徴、大規模自然災害や水資源開発施設等の老朽化に伴う大規模な事故等水資源を巡る新たなリスクや課題への対応、リスクマネジメントに基づくPDCAサイクルなどを記載

[水の用途別の需要の見通し及び供給の目標]

(1) 水の用途別の需要の見通し

- 具体的な数値は記載せず、「現況」と「高位の推計」及び「低位の推計」の比較による評価を記載

(2) 供給の目標

- 対象とする渇水は、「10箇年第1位相当の渇水」に加え、「危機的な渇水」を追記
- 渇水に対する目標は、「10箇年第1位相当の渇水」では「安定的な水の利用を可能にすること」、「危機的な渇水」では「生活・経済活動に重大な影響を生じさせない必要最低限の水を確保すること」として設定
- 新たに「大規模自然災害」と「施設の老朽化」に対する目標を追記

[その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項]

- 「水供給の安全度を確保するための対策」、「危機時において必要な水を確保するための対策」を記載するなど、リスク管理型の計画として、構成を大幅に変更するとともに記載内容も大幅に拡充
- 令和12年度における水の用途別の供給可能量と需要の見通し(「高位の推計」と「低位の推計」)の比較を都県別に記載
- 「水供給の安全度を確保するための対策」に、「需要面」と「供給面」の対策を記載
- 「危機時において必要な水を確保するための対策」に、「危機時に備えた事前の対策」と「危機時における柔軟な対応」を記載
- 「気候変動リスクへの対応」、「水循環政策との整合」、「先端技術の活用による社会課題への対応」等を追記
- おおむね5年を目途に計画を点検し、必要に応じて計画の見直しを行うことを記載

②吉野川水系における水資源開発基本計画策定後に更に検討を加えた事項

[その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項]

○関連する他計画等との関係

- ・ ダム再生に加え「事前放流等既存ダムの有効活用等」を記載
- ・ 「脱炭素化に向けた取組及び持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組を踏まえる」ことを記載

○ハード対策とソフト対策の一体的な推進

- ・ 機能向上のための改築の例示として「ダム再生及び耐震対策等」を記載
- ・ 老朽化する水インフラの維持管理及び更新に関し「ライフサイクルコストの縮減や年毎の費用の平準化を考慮」することを記載
- ・ 危機時にも水供給施設が機能不全に陥らないための対策として、老朽化対策、耐震対策に加え「耐水対策」についても計画的に推進することを明示

○地域の実情に応じた配慮事項

- ・ 大規模経営体の増加や気候変動の影響等による営農形態の変化に伴い、必要となる農業用水を確保するため、「農業用水の利用実態を把握し、農業水利を巡る課題への対応を進める」ことを記載

○先端技術の活用による社会課題への対応

- ・ 先端技術の例示として「AI技術やIoT等」を記載